船舶事故調査報告書

平成29年1月26日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故種類衝突(かき後)発生日時平成28年8月11日 21時40分ごろ発生場所広島県広島港第1区 字品灯台から真方位049°1,360m付近	
発生場所 広島県広島港第1区	
宇品灯台から真方位049°1,360m付近	
(概位 北緯34°20.9′ 東経132°28.4′)	
事故の概要 プレジャーボートMAGNUMは、南西進中、かき筏に衝突した。	
事故調査の経過 平成28年8月15日、主管調査官(広島事務所)を指名	
原因関係者から意見聴取実施済	
事実情報	
船種船名、総トン数 プレジャーボート MAGNUM、 6.4トン	
船舶番号、船舶所有者等 290-56603広島、個人所有	
乗組員等に関する情報 船長、一級小型・特殊・特定	
負傷者なし	
損傷 本船 プロペラ翼に曲損	
かき筏が材の一部に割損等、標識灯に曲損	
気象・海象 気象:天気 晴れ、風向 北西、風速 約1.2m/s、視界 良	好
海象:海上 平穏、潮汐 低潮時	
事故の経過 本船は、船長が1人で乗り組み、GPSプロッター画面を見	ながら
広島市金輪島北西方沖を南西進していたところ、船長が、船首	方至近
にかき筏の標識灯を認め、同筏に衝突した。	
船長は、本事故後、衝突したかき筏がGPSプロッターに表	示され
ていないことを知った。	
分析 本船は、船長が、GPSプロッター画面を見ていて前方の見	張りを
適切に行っていなかったことから、かき筏の標識灯に気付かず	に航行
したものと考えられる。	
原因 本事故は、夜間、船長が、GPSプロッター画面を見ていて	前方の
見張りを適切に行っていなかったため、かき筏に衝突したもの	と考え
られる。	
参考 今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のこと	が考え
られる。	
・夜間、不慣れな海域を航行する場合、標識灯等を見落とす	ことの
ないよう適切な見張りを行うこと。	